

西郷村発注工事における「週休 2 日確保モデル工事」試行要領
(土木工事、建築関係工事編)

制 定 令和 7 年 4 月 1 日

1 趣旨

本要領は、西郷村が試行する「週休 2 日確保モデル工事」の実施に当たり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休 2 日

(ア) 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(イ) 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

なお、週休 2 日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休 2 日”と異なる。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 7 日間、夏季休暇 4 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4 週 8 休以上

(ア) 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所 率（現場休息率）」という。）が、28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の 現場閉所（現場休息）では 28.5%に 満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計

日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

（イ）通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率（現場休息率）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。

現場閉所率（現場休息率）の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率（現場休息率）＝現場閉所（現場休息）日数

÷（工事着手日から工事完成日までの日数－対象期間に含まない日数）

（6）発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

3 対象工事

この要領の対象となる工事は、西郷村が発注する全ての土木工事、建築関係工事を対象とする。ただし、社会的要請などの理由や、緊急性のある工事又は工程上の制約により、週休2日の実施が困難であると判断される工事を除くものとする。

なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。

4 発注方式

原則、全ての工事を発注者指定型とする。

5 積算方法等

- （1）週休2日の実施による工事費については、「福島県土木部週休2日等工事試行要領」（以下「県要領」という。）、「「週休2日等工事試行要領 第Ⅰ編～第Ⅲ編（土木工事、港湾漁港工事編）」の運用」（以下「県土木工事等運用」）及び「「週休2日等工事試行要領 第Ⅳ編～第Ⅵ編（建築関係工事編）」」（以下「県建築関係工事運用」）に基づき、積算を行うものとする。また、上記に準じない工事費については、国・県又は関連団体等の基準に基づき、積算を行うものとする。
- （2）発注者は、現場閉所の達成状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件に応じた設計変更を行うものとする。

6 対象工事の記載

(1) 入札説明書（随意契約の場合、見積書提出依頼書）及び特記仕様書等に発注者指定型「週休2日確保モデル工事」である旨を記載するものとする。

(2) 記載は、以下の記載例を参考にするものとする。

＜入札説明書（随意契約の場合、見積書提出依頼書）への記載例＞

本工事は、『西郷村発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』の対象工事である。

本工事の発注方式は発注者指定型である。

＜特記仕様書への記載例＞

本工事は、『西郷村発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』の対象工事である。

本工事の発注方式は発注者指定型である。当初積算時に月単位の「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っている

(3) 金抜設計書に、発注者指定型「週休2日確保モデル工事」と明示し、発注方式を明確にすること。

7 週休2日確保モデル工事の実施方法等

(1) 受注者は、施工計画書に週休2日相当の休日を確保し現場閉所日を明記した工程表を添付し、発注者に提出する。

(2) 受注者は対象期間中、工事現場に「西郷村発注工事における週休2日確保モデル工事試行要領」の対象工事である旨を明示し、下請企業を含む工事現場労働者に周知するものとする。

なお、工事現場に、試行工事であることを記載した掲示板を設置した場合の設置費用は、工事費に積算する。

(3) 受注者は、工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

(4) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

(5) 受注者は毎月、工事履行報告書に休日取得状況（現場閉所実績）を記入した実施工程表を添付し、発注者に提出する。

(6) 受注者は、発注者から求められた場合は、下請企業を含めた全労働者の休日取得状況（現場閉所実績）について、出勤簿、工事日誌等の工事現場の労働者の勤務の状況が分かる書類を添えて、週休2日の達成状況を報告を報告しなければならない。

(7) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

- (8) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組に支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会いや協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (9) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。

8 その他

この要領に定めのない事項については、県要領、県土木工事等運用及び県建築関係工事運用に準じるほか、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

9 附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に契約する工事から適用する。